第67号
昭和37年(1962)
6月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報とちお

栃尾市の人口
(4月末日現在)
世帯数 7.512
人口 37.956人
男 18.316人
女 19.640人

今月の市税
▷国民年金保険料 第1期分
納期6月28日

昭和32年2月20日第三種郵便物認可 毎月10日発行(定価一部2円)

7月1日 参議院議員通常選挙

情実にとらわれず 公正な自覚ある一票を

「法とは法律にまで高められた国家権力を背形とした支配階級の意志である」と法律のことをこのように云つた学者がありました。

しかし、民主主義社会に現でありますが、その意味において今回の選挙はとくに注目されるわけであります。

国民が自分の意思を直接政治に表す手近かな方法は、選挙によつて自分の代表者を選び議会に送つて正しい政治を行なつてもらうことです。

とくに国会は衆議院と参議院とによつて構成され、両者が はちょうど車の両輪の関係にあり、その議決は国民の生活に直接影響するだけに、慎重審議されなければなりません。

参議院議員通常選挙は、七月一日行なわれることになりました。

数年来審議が続けられてきた選挙法が改正され、この選挙から適用されることになりました。

参議院選挙 補充名簿の登録申請

申請期間 十二日～十八日

今回の選挙に使用される名簿は、昨年十二月二十日確定の基本選挙人名簿及び整理名簿並びにこの選挙のために調製される補充選挙人名簿の三種類です。

次の各号のいずれかの資格を有した人が、今回の補充選挙人名簿の申請該当者ですから申請期間中に忘れずに申請書を選挙事務室に提出してください。

一、申請のできる人

①欠格事由に該当しなくなつた人

(六月十一日現在で選挙権停止を解かれた人など)

②年令満二十年に達した人

(昭和十六年十二月二十二日から昭和十七年六月十二日までに生れた人)

③三カ月の住所期間を充足するに至つた人

(ことし三月十二日までに栃尾市に住むようになつた人で基本選挙人名簿及び整理補充選挙人名簿に登載されていない人)

④特別選挙権の取得者

海外引揚者など

⑤脱洩者

基本選挙人名簿に登録されていなかつた人で登録されてその後登録された人

二、申請期間

六月十一日～十八日

(土曜日は午後五時まで)

三、申請の方法

申請用紙に必要事項を記入して、世帯毎に配布する市役所職員に提出してください

四、選挙人名簿の閲覧期間

六月二十六日～七月一日

(土曜日は午後五時まで)

選挙人名簿を市役所で閲覧できます。この期間内に登録されたか、どうか氏名等に誤りないか等を確認してください。

選挙事務室開設

選挙管理委員会では、参議院選挙に関する事務を市役所に設けます。

原則の例外規定で、一定の手続きを必要といたしますが与えられた権利を無駄にしないよう早めに投票をすませてください。

六月十八日～七月一日

(土曜日は午後五時まで)

不在者投票は 六月七日～十日まで

選挙の情で投票できない人のために不在者投票を行なう。

不在者投票の制度があります。

不在者投票は六月七日から六月三十日までの間、午前八時から午後五時までに次の事由に該当する人が、市役所に出向いて投票します。

①疾病、負傷、産褥、不具者、盲人、妊婦、老人、出産予定者、出産後の者、生活保護法の被保護者、身体障害者、戦傷者、戦傷者の妻、戦傷者の母、戦傷者の子、戦傷者の孫、戦傷者の祖父、戦傷者の祖母、戦傷者の兄弟、戦傷者の姉妹、戦傷者の代理人、戦傷者の代理人の妻、戦傷者の代理人の母、戦傷者の代理人の子、戦傷者の代理人の孫、戦傷者の代理人の祖父、戦傷者の代理人の祖母、戦傷者の代理人の兄弟、戦傷者の代理人の姉妹、戦傷者の代理人の代理人、戦傷者の代理人の代理人の妻、戦傷者の代理人の代理人の母、戦傷者の代理人の代理人の子、戦傷者の代理人の代理人の孫、戦傷者の代理人の代理人の祖父、戦傷者の代理人の代理人の祖母、戦傷者の代理人の代理人の兄弟、戦傷者の代理人の代理人の姉妹、戦傷者の代理人の代理人の代理人、戦傷者の代理人の代理人の代理人の妻、戦傷者の代理人の代理人の代理人の母、戦傷者の代理人の代理人の代理人の子、戦傷者の代理人の代理人の代理人の孫、戦傷者の代理人の代理人の代理人の祖父、戦傷者の代理人の代理人の代理人の祖母、戦傷者の代理人の代理人の代理人の兄弟、戦傷者の代理人の代理人の代理人の姉妹、戦傷者の代理人